

# 酪農学園大学動物実験委員会規程

制 定 2008年4月1日

最終改正 2012年10月12日

## (設置)

第1条 酪農学園大学動物実験指針（以下「指針」という。）第4条第1項に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 委員会は次のとおり構成する。

- 1 委員は学長が任命する。
- 2 委員は5名以上で次の各号のいずれかの要件を満たし、任務を果たすに相応しい識見を有する者とする。
  - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 1名以上
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名以上
  - (3) その他の学識経験を有する者 1名以上

## (任期)

第3条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会には副委員長を置くことができる。
- 3 学長は、委員の内から、委員長及び副委員長を委嘱する。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 6 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には加わらない。
- 7 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩しない。

## (委員会の役割)

第5条 委員会は次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が「動物の愛護及び管理に関する法律」並びに「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、本学指針等に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験、実験動物の適正な取扱い及び関係法令等に関する教育訓練の内容及び体制に関すること。
- (5) 動物実験等が適切に行われていない場合の当該実験等の改善・中止に関すること。
- (6) その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項

## (議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、その意見を聴することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、学務部学務課に置く。

2 事務局は委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、酪農学園大学獣医学部動物実験委員会規程（1992（平成4）年10月8日）及び酪農学園大学大学院酪農学研究科動物実験委員会内規（2007（平成19）年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年10月12日から施行する。